

## 「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について（案）

## 1 背景

農薬原体の成分規格が設定されている農薬について、農薬原体の製造方法の変更等を行う場合には、変更後の新たな農薬原体と初めに設定した成分規格の根拠となった農薬原体それぞれの成分及びその含有濃度を比較して、同等かどうかを判断することとしている（農薬原体の同等性の評価方法について（令和元年 9 月 6 日農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会決定）。以下「農薬原体部会決定」という。）。

農業資材審議会農薬分科会検査法部会において、初めて成分規格の設定が了承されてから約 7 年が経過し、上記に従って同等と判断された後、さらに別の製造方法による新たな農薬原体について審議を要する事例も生じているが、比較する際の参照元は初めに設定した成分規格の根拠となった農薬原体であり、過去に同等と判断した際の審議内容は考慮されていない。

## 2 農薬原体部会決定の改正

農薬原体部会で農薬原体の同等性を審議した際には、その審議結果を踏まえ、必要に応じ、次回以降に同等性を審議する際の参照元となる規格（参照規格）を更新することとし、農薬原体部会決定を資料 3－1 のとおり改正してはどうか。

## 新たな農薬原体との比較に用いる規格（参照規格）の設定・更新

### 成分規格の根拠となった農薬原体に基づく参照規格

成分	参照規格
有効成分	910 g/kg以上
考慮すべき毒性を有する不純物	0.5 g/kg未満
不純物X	3 g/kg以下



### 新たな農薬原体①

成分	原体規格	組成の比較	毒性の比較
有効成分	920 g/kg以上	○	-
考慮すべき毒性を有する不純物	0.5 g/kg未満	○	-
不純物X	6 g/kg以下	○ (+3g/kg以内)	-
不純物Y	10 g/kg以下	× (新たな不純物)	必要

原体①を踏まえ参照規格を更新

### 更新した参照規格

成分	参照規格
有効成分	910 g/kg以上
考慮すべき毒性を有する不純物	0.5 g/kg未満
不純物X	3 g/kg以下 or 6 g/kg以下 *
不純物Y	10 g/kg以下



\* 新たな農薬原体①の「6 g/kg以下」に更新するかどうかは不純物Xの毒性を踏まえ、農薬原体部会で判断

### その後..

### 新たな農薬原体②

成分	原体規格	組成の比較	毒性の比較
有効成分	910 g/kg以上	○	-
考慮すべき毒性を有する不純物	0.5 g/kg未満	○	-
不純物X	5 g/kg以下	○ (+3g/kg以内)	-
不純物Y	5 g/kg以下	○	-